

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 知事の職務代理者を指定する規則
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）

【告示】

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の休止
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の指定
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の名称等の変更
- 保安林の解除予定

【公告】

- 国土調査の成果の認証
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

人事課

監理課

健康推進課

障害福祉課

〃

〃

治山課

中山間・地域振興課

建築指導課

〃

目次

【人事委員会】

- 令和三年度岡山県職員A採用試験の実施

人事委員会

担当課（室）

◎岡山県規則第五十六号

知事の職務代理者を指定する規則を次のように定める。

令和三年九月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

知事の職務代理者を指定する規則

知事の職務代理者を指定する規則（昭和二十六年岡山県規則第二十三号）の全部を改正する。

（知事の職務を代理する副知事の順序）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第五百二十二条第一項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

第一順位 副知事 横田 有次

第二順位 副知事 小谷 敦

（知事の職務を代理する上席の職員）

第二条 法第五百二十二条第三項の規定により知事の職務を代理する上席の職員は、総務部長の職にある職員とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第五十七号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年九月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成十三年岡山県規則第六
十二号）の一部を次のように改正する。

様式第四号裏中「~~ハ~~」を「~~ハ~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百九十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和三年九月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関 名 称	所在地	更新年月日
ファーマシイ薬局西江原	井原市西江原町六六六一五	令和三年十月一日
ファーマシイ薬局やかげ	小田郡矢掛町矢掛二六八五一	令和三年十月一日

◎岡山県告示第四百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の休止の届出があつた。

令和三年九月十七日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人石賀石賀医院	真庭市蒜山中福田260	R3.7.8

◎岡山県告示第四百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定した。

令和三年九月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施術所を開設していない施術者

氏名	住所	指定年月日
齋藤 由志	笠岡市西大島6520	R3.8.17

◎岡山県告示第五百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更の届出があった。

令和三年九月十七日

岡山県知事 伊原 隆 太

施術所を開設していない施術者

氏名	住所	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
野本 剛士	備前市島田117	住所	備前市日生町日生2749-2	備前市島田117	R3.8.1

令和3年9月17日 岡山県公報 第12328号

◎岡山県告示第五百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和三年九月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

岡山市南区山田字奥砂場二一七の三八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

令和3年9月17日 岡山県公報 第12328号

〔三九〇〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和三年九月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市	調査を行った者の名称
令和元年十月 、 令和三年三月	調査を行った期間
新見市 地籍図及び 地籍簿	成果の名称
哲多町本郷 の一部	調査を行った地域
令和三年九月九日	認証年月日

令和3年9月17日 岡山県公報 第12328号

〔三九一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年九月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字渕ヶ添三四四―一二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区小山五六七―一カーサセレノA二〇一

守安 貴政

守安千栄美

三 許可年月日及び許可番号

令和三年七月二十八日岡山県指令建指第一五四号

令和3年9月17日 岡山県公報 第12328号

〔三九二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年九月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字渕ヶ添三四五―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市三輪八八〇―メゾンエトワール二〇六

頭士 大樹

頭士 亜美

三 許可年月日及び許可番号

令和三年八月十八日岡山県指令建指第一七九号

令和3年9月17日 岡山県公報 第12328号

◎岡山県人事委員会公示第九号

令和三年度岡山県職員A採用試験を次のとおり実施する。

令和三年九月十七日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
環境	一名	知事部局（本庁、県民局等）において、環境等に関する専門的業務に従事する。
土木	六名	知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
建築	一名	知事部局（本庁、県民局等）において、建築、住宅、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
電気	二名	知事部局（本庁、出先事務所等）又は企業局（本局、発電総合管理事務所、工業用水道事務所等）において、電気設備、通信設備等に関する企画、設計及び施工管理並びに電気設備、通信設備等の運転、保守管理等の専門的業務に従事する。なお、勤務場所によっては、深夜勤務、交替制勤務等の変則的な勤務を伴う場合がある。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

(1) 平成三年四月二日から平成十二年四月一日までに生まれた者

土 木	環 境	試験区分
数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工等	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等	出 題 分 野

- (2) 平成十二年四月二日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
- ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和四年三月三十一日までに卒業見込みの者
- イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者
- 2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。
- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者
- (3) 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者
- 三 試験の方法
- 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。
- 1 第一次試験
- (1) 教養試験
- 試験区分にかかわらず、大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。
- (2) 専門試験
- 試験区分ごとに、それぞれ次の出題分野から択一式による筆記試験を行う。

令和3年9月17日 岡山県公報 第12328号

電 気	建築 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
工学、電子工学、情報・通信工学等	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力

(3) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

口述試験

第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

なお、第一次個別面接において、一定の基準に達しない場合は、第二次個別面接を受験することができない。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	試験会場
令和三年十一月七日(日曜日)	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

2 第二次試験

試験の期日	試験会場
令和三年十一月二十四日(水曜日)及び同年十二月四日(土曜日)	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局の

ホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和三年十一月十七日(水曜日)	合格者の受験番号
第二次試験	令和三年十二月十四日(火曜日)	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和四年四月一日とする。

2 給与

- (1) 令和三年四月採用者(新卒者)の給料月額は、一九四、三〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

試験を受けようとする者は、令和三年九月十七日(金曜日)から同年十月十五日(金曜日)までの期間中、岡山県電子申請サービスにより受験申込みを行うこと。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込みの入力事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 六1(1)の採用候補者名簿に登載された場合であっても、受験申込みの入力事項等に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。